

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 1 7 号
件 名	介護保険施設入所者の補足給付見直しの中止、凍結を求める意見書の提出について
要 旨	<p>本年8月より、介護保険における補足給付（施設、短期入所を利用する低所得者（住民税非課税世帯）の居住費、食費に対する負担軽減制度）の見直しが予定されています。見直しは第1に、所得区分「第3段階」を年収120万円で「第3段階①」と「第3段階②」に分割、「第3段階②」について、食費の負担額を施設入所者の場合で毎月2万2,000円引き上げます。見直しの第2は、資産要件について、現在の預貯金等の基準一律1,000万円を、所得区分に応じて500万円から650万円まで引き下げます。</p> <p>新潟市内のある特別養護老人ホームでは、現在の入居者100名のうち、「第3段階」の方が51名でした。施設では、年収は把握していませんので、このうち何名が「第3段階②」に該当するか不明ですが、半数ほどの方が該当するものと考えられます。また、資産要件によって補足給付の対象から外れる方も出てきます。補足給付から外れた場合、居住費と合わせて月額4万4,000円ほどの負担増となる方も発生します。</p> <p>この見直しによって、食費の負担が困難になったり、施設への入所や短期入所の利用を継続することができなくなる深刻な事態が生じることは明らかです。補足給付は、本人、世帯とも市町村民税非課税の場合に対象となります。低所得者の負担を引き上げる、しかもそれを、国民全体が様々な困難を強いられているコロナ禍の下で実施する今回の補足給付の見直しは中止、凍結すべきです。さらに重大なことに、この見直しに該当し、負担増の当事者となる施設入所者、短期入所利用者及び家族に対し、幾ら負担が増えるのかといった周知がまだほとんど行われていません。負担増になることすら知らない方も少なくありません。10月以降に利用料の請求が行き、初めて負担増を知ることすら起こりかねない状況です。</p> <p>以上より、介護保険における補足給付の見直しを中止、凍結するよう政府に対し意見書を提出することを求め陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	令和3年6月22日 市民厚生常任委員会
受 理	令和3年6月11日 第139号